



# 山形県公報

平成23年12月6日(火)  
第2300号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……1175
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……1176
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1177
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……1178
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公 告

- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……同

## 告 示

### 山形県告示第1004号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日      |
|--------------|--------------------------|-----------------|------------|
| 五十嵐歯科クリニック   | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 山形市城西町四丁目20番24号 | 平成23. 8. 1 |
| 山形小木医科器械株式会社 | 介護予防福祉用具貸与               | 山形市北町三丁目8番20号   | 同 10.20    |

### 山形県告示第1005号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ケアプランセンターなごみ  
米沢市門東町二丁目8番38号
- 届出の内容

| 指定介護機関の所在地      |                | 変更年月日      |
|-----------------|----------------|------------|
| 変更前             | 変更後            |            |
| 米沢市福田町二丁目3番169号 | 米沢市門東町二丁目8番38号 | 平成23. 2. 1 |

#### 山形県告示第1006号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成23年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称     | 開設者             | 指定施術機関の所在地     | 指定年月日       |
|---------------|-----------------|----------------|-------------|
| あすなる訪問介護マッサージ | 新日本エンジニアリング株式会社 | 米沢市窪田町窪田1400番地 | 平成23. 11. 1 |

#### 山形県告示第1007号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                        |          | 障害福祉サービスの種類    | 変更年月日       |
|--------------------------------------|------------------------------------|----------|----------------|-------------|
|                                      | 変更前                                | 変更後      |                |             |
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ヘルパー米沢・ヘルパーステーション<br>米沢市大町五丁目3番46号 | ジャパンケア米沢 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成23. 10. 1 |

#### 山形県告示第1008号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年12月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成23年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 大江西川線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長           |
|------------------------------------|------|-------------------|---------------|
| 西村山郡大江町大字柳川字向29番3から<br>同 字柳川157番まで | 旧    | 24.0メートル<br>} 4.7 | メートル<br>1,048 |
| 同 上                                | 新    | 24.0メートル<br>} 4.7 | 同 上           |
| 同 上                                |      | 50.0メートル<br>} 9.5 | メートル<br>704   |

**山形県告示第1009号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年12月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成23年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字柳川字向29番3から  
同 字柳川157番まで
- 3 供用開始の期日 平成23年12月10日

**山形県告示第1010号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年12月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成23年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 大塚米沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|---------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 米沢市六郷町桐原字宮地参487番1から<br>同 六郷町桐原125番6まで | 旧    | 14.2メートル<br>} 14.2 | メートル<br>30 |
| 同 上                                   | 新    | 14.2メートル<br>} 13.6 | 同 上        |

**山形県告示第1011号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年12月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成23年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 玉庭時田糠野目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                       |
|---------------------------------|------|---------------------------------------|---------------------------|
| 米沢市六郷町桐原字千刈田198番6から<br>同 91番1まで | 旧    | 13.0 <small>メートル</small><br>}<br>10.0 | <small>メートル</small><br>71 |
| 同 上                             | 新    | 13.0 <small>メートル</small><br>}<br>10.0 | 同 上                       |

**山形県告示第1012号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成23年5月24日 指令最総建第3号

2 開発区域に含まれる地域の名称

新庄市五日町字小月野1208番2の一部、1208番38、1079番3先の一部

新庄市十日町字トウメキ428番1、429番1の一部、429番3、431番2の一部、431番3、431番6、431番7、432番1の一部、434番1の一部、11262番の一部

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

新庄市新町2番15号

株式会社 新庄開発センター

新庄市大字福田字福田山711番6

株式会社 ヤマムラ

**山形県告示第1013号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|                  |   |                  |       |
|------------------|---|------------------|-------|
| 「 若竹町一丁目5番<br>8号 | を | 「 若竹町二丁目3番<br>8号 | に改める。 |
|------------------|---|------------------|-------|

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成21年5月12日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成23年10月26日付けで山形県知事から通知があった。

平成23年12月6日

山形県監査委員 舩 山 現 人  
山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
山形県監査委員 小 山 壽 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

| 外部監査<br>実施機関名  | 監 査 結 果                                                                                    | 措 置 の 内 容                                                                                                                      |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管財課            | 借上公舎について、県有公舎に空室があるにもかかわらず借上公舎を利用することは、最少の経費で最大の効果を得ようとする地方自治法の主旨に反するものであり、借上指定の解除等改善を要する。 | 平成23年度から、知事部局が管理している職員公舎に企業局職員の入居を許可することとした。                                                                                   |
| 企業局<br>総務企画課   |                                                                                            | 平成23年度から、知事部局職員公舎に空きがある場合は、企業局職員は当該公舎へ入居することとし、借上公舎の指定は行わない。<br>なお、平成22年度以前に借上指定を行った公舎については、入居している職員の管外への転出等の状況を踏まえ、借上指定を解除する。 |
| 病院事業局<br>県立病院課 |                                                                                            | 老朽化した新庄病院の医師公舎の改築工事が平成23年7月25日に完成し、借上公舎への入居者は新医師公舎へ転居した。それに伴い、平成23年8月31日付けで借上公舎の指定を全て解除した。                                     |

平成23年12月6日印刷  
平成23年12月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056